



2012年7月23日発行
NPO法人
湘南ふくしネットワークオンブズマン
「成年後見支援センターだより」
編集責任者 藤本 直也
〒253-0043 茅ヶ崎市元町5-22
永井ビル3階
電話・FAX 0467-85-6660



地域で支える ～小地域での権利擁護の可能性～

福祉相談室ゆず 福祉相談支援員 長渕晃二

いま地域での助け合いが難しくなっている面と、一方でこれからに期待したい面が出てきています。身近な地域での権利擁護を考える上で、いくつかのポイントを挙げながら考えてみたいと思います。

まず難しいのは「地域に居る時間」が少なくなり、人とのつながりが減ってきている点です。茅ヶ崎のような都市部は、実は5年で住民の3割が入れ替わってしまいます。昼と夜の移動も、学校・塾・習いごと通いの子もだけでなく、お年寄りもデイサービス等に通うために地域を離れます。10年前と比べても、朝9時頃、夕方4時過ぎの送迎車のなんと多いこと！

難しい面のもう一つは「重なる問題、埋もれる問題」です。住宅はマンションのように閉じた空間の家が増え、時おり孤独死の問題が報じられます。働き口が不安定な時代で、共働きが当たり前になり、駅周辺には保育所が増え、一方で介護に関わるさまざまな問題が出てきています。要介護の親と精神疾患を持つ40～50代という組み合わせもよく見られるようになりました。

こうした状況の中で、期待できる動きも出始めています。神奈川県は地区社会福祉協議会の活動が活発ですが、茅ヶ崎では地区ごとのボランティアセンターも置かれ、この7月には最後の12地区目が開所します。また、昨年10月から地域包括支援センターに総合相談窓口「福祉相談室」が併設され、さらに7か所だった地域包括支援センターはさ来年度までに12地区に増えていくとのこと。

つまり、「小地域ごとに」住民の活動と専門機関の支援が「重なる問題、埋もれた問題」に対応していく可能性があるわけです。茅ヶ崎の試みは全国から注目されるかもしれません。もちろんそのような「しくみ」を活かすためには「人材」や「人をつなぐ」ことが大事です。

福祉相談室に身を置く者として、日々の実践の中では、地域の住民や関係機関とのつながりを積み上げ、さまざまな問題に対して連携して支援していく事例を積み上げていければと思います。

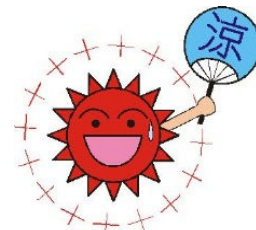
そして、これからは地域の埋もれた人材を活かし、あるいは権利擁護の視点を持った人材を養成していくことが重要なのですが、その中で湘南ふくしネットワークオンブズマン(成年後見支援センター)が果たす役割もますます期待されていくものと思われます。

成年後見支援センター報告

茅ヶ崎市との協働事業の3年間に 308件の相談が寄せられました。2011年度からは市の委託事業になりましたが、新規の相談に加え、継続相談が49件、200回ありました。(センター開所日 [月・水・金] 2011年度 146日)

2011年度報告

相談件数	107件(新規) + 49件(継続)	
相談回数	面接相談	142回
	電話相談	125回
	メール	6回
	訪問相談	30回
	市役所、家裁等同行	3回
	継続相談	200回
	個別ケースカンファレンス	2回



成年後見支援センターへの相談から

その3 「親の思いと成年後見制度」

センターに寄せられる相談内容は成年後見制度の説明を求めるもの、すでに成年後見人に選任された親族から家裁への報告書の書き方についての支援、さらに専門職後見人への家族からの不満を訴える相談もあり多岐にわたります。

また、成年後見制度利用とともに、それと関わりのある相続や消費者被害などの問題を持って相談に来られる方も増加しています。

相談の一つに今まで障がいを持つ息子や娘を精いっぱい護ってきた親自身が高齢になり、親なき後を考えて後見制度を利用した時、親の思いと専門職後見人の職務に対する意識との差があるために、家族と後見人との理解が進まない事例がありました。

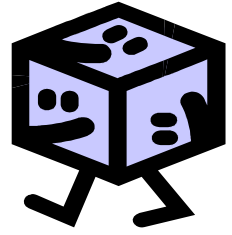
親族と後見人とのコミュニケーションが不足していたこともありますが、今後、増加する可能性のある「親なき後を考えた後見」と共に「障がいを持つわが子への親の思い」と「後見人の被後見人への思い」の違いを親族も後見人も事前にしっかり認識する必要性を感じました。

また、精神障がいをもつ方やその家族からの相談も増加しています。医療との連携、ACT(*)のような支援や本人によりそった生活支援との連携も必要です。

センターを紹介された各関係機関および団体、センターから紹介した関係機関および団体との連携をより密にし、市民からの相談にきちんと向かい合って支援していきたいと思えます。(A)

(*) 地域包括型生活支援プログラム…重い精神障がいをもつ人が、住み慣れた場所で安心して暮らしていけるように、さまざまな職種の専門家から構成されるチームが支援を提供するプログラム

* 横浜家庭裁判所本庁同行記 *



成年後見支援センターで成年後見申立書の作成支援を行い、申立人の方から「一緒に家庭裁判所に来てもらえないか」と依頼のあった場合、ご本人が茅ヶ崎市内在住の方ですと横浜家庭裁判所本庁まで同行します。

JR根岸線石川町駅から歩いて約5分、茶色い5階建ての建物が見えてきます。

裏口から入った方が近いのですが、一応受付の職員がいる玄関を入っていきます。ここにある昔ながらのソファは待ち合わせするのに使われるのでしょうか・・・

横浜家庭裁判所本庁は後見係だけではなく、離婚や相続などに関する調停や審判を行う部署もあります。

以前は1階で印紙や切手を販売していた便利でしたが、残念ながら24年3月末で販売中止になってしまいました。

ソファで待っていると、名前が呼ばれます。職員がたくさんいる、電話の鳴るざわざわした広い事務所の一角に机と椅子が置かれていてそこで面談が行われます。他に面談されている方がいるとちょっと距離が近いかなとも感じます。

参与員(*)や調査官が本人の状況や親族関係や財産内容などについて質問します。特に推定相続人を書いてもらう同意書については、親族とのトラブルが起きないようにいつでも確認されます。

エレベーターで後見係のある4階へ。まず受付を済ませてから、後見係の部屋の前のソファに座って待ちます。

その間、「後見人になったら～後見人の仕事と責任～」というビデオが流れていました。内容は、後見人が財産を安全に確実に管理するにはどうすればよいのか、家庭裁判所への連絡と報告について、後見人の責任についてなどです。後見人が不祥事や不適切な行動を起こさないようにビデオが設置されたのかもしれませんが。

(*) 家庭裁判所の中で書類を審査したり、裁判官に意見を述べたりする非常勤の裁判所職員

「裁判所」というと「ちょっと堅苦しい」といったようなイメージを持つ方もいらっしゃるかもしれませんが。わからないことについて質問してみれば、親切にわかりやすく教えてくださいます。「家庭裁判所に来てよかった」と思える横浜家庭裁判所を目指しているとホームページにも書いてありましたので、何でも聞いてみましょう。(C)

* 後見制度支援信託の導入 *

成年後見支援信託は、今年の2月から導入されました。新制度導入の背景には、親族が後見人を務めるケースを最高裁判所が調査したところ、平成22年6月から平成23年3月までの10か月間だけで、全国の家庭裁判所で少なくとも18億3千万円(182件)のご本人の財産が、親族後見人により着服されていることが判明した(平成23年10月20日朝日新聞朝刊)ことがあります。最高裁判所が、ご本人の財産の適切な管理・利用のための方法の一つとして、導入を決めたものと考えられます。最高裁判所のホームページに掲載された「後見制度において利用する信託の概要」の内容をピックアップします。

- ① 後見制度支援信託は、後見制度による支援を受ける方(ご本人)の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、
- ② 通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みで、
- ③ 信託財産を払い戻したり、信託契約を解約するにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とする。
- ④ 信託する信託銀行等や信託財産の額は、原則として弁護士、司法書士等の専門職後見人がご本人に代わって決めたとえ、家庭裁判所の指示を受けて信託銀行等との間で信託契約を締結する。
- ⑤ 法定後見制度のうち保佐及び補助類型、さらに任意後見では、後見制度支援信託を利用できない。
- ⑥ 信託銀行等に信託することのできる財産は、金銭に限られる。

専門職後見人(弁護士、司法書士等)が、この制度の利用に適していると判断した場合は、信託する財産の額及び親族後見人が日常的な支出に充てるための額を設定して、家庭裁判所に報告書を提出し、家庭裁判所がその報告書を確認し、利用に適していると判断した場合、専門職後見人に指示書を発行します。指示書を受取った専門職後見人は信託銀行等と信託契約を締結します。これで一応の信託契約手続きは終了します。次に、この制度の新機軸(セールスポイント)に言及する必要があります。親族後見人による着服の防止体制が整ったということで、専門職後見人の関与の必要がなくなるため、専門職後見人は辞任します(以後専門職後見人の報酬は生じない)。当初から専門職後見人しか選任されていない場合は、この段階で親族後見人を選任することになります。

新制度の導入によって、親族後見人による財産の着服が減少することが大いに期待されます。また、信託契約締結後は、専門職後見人は辞任して親族後見人に引き継がれるため、専門職後見人の負担を減少し、限られた専門職後見人を他の後見事件に廻すことができるため、人的資源の有効活用にも役立つものと考えます。<つづく> (H)



編集後記

- ・その人らしく生きるって… (A)
- ・生きにくさを理解するのは本当に難しい… (Y)
- ・家裁も変身しつつありますね (N)
- ・親の思いって重いことも… (C)
- ・生きやすい時代はあったのか (H)

NPO法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン

成年後見支援センター

住所：茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル 3階

電話・FAX： 0467-85-6660

月・水・金の10:00~17:00 (祝祭日はお休み)

相談無料・個人情報必ず守ります

